



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@oren.netURL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

左から司会の櫻井さんとパネラーの和田さん、矢野さん、橋本さん、倉田さん

第 29 期 愛知健康センター 総会

8月31日、加盟する団体や個人会員、労災被災者ら72名が参加し、労働会館で総会を開きました。

特別企画は「君たちはどう生きるか」と題して若者の現状と思いを語るパネルディスカッションを行いました。また、中京大の学生から「過労死及び過労自殺の予防対策」としてゼミのレポートを受けました。

総会は組織財政検討委員会の立ち上げで運動の高揚をはかる方針や「労組つぶしを許さない」特別決議を満場一致で採択しました。

目次

第 29 期愛知健康センター総会	1
東海セミナーin 静岡	4
関岡裁判名古屋高裁不当判決	5
第 65 回母親大会報告	6
愛労連運動 30 年	7
「人間らしい労働と生活」第 11 回	8
大阪職対連学習会	10
中電裁判「支援する会」総会	11
若い蒲郡市職員の死	12
環境を守り公害なくす団体とともに	13
裁判日程	14
エッセイ 2 題	15
日程	16

君たちはどう生きるか

29 期総会に先立って、記念・特別企画「私たちはこう生きてきた 君たちはどう生きるか」と題して若い方向けにパネルディスカッションが行われました。パネラーは高浜市議会議員の倉田利奈さん、NPO 法人ささしまサポートセンター事務局長の橋本恵一さん、愛知県医労連書記次長矢野彩子さん、名高教本部役員の和田智之さんです。

司会からの問題提起をうけて、パネラーから一言、質問に限定してフロアからパネラーへの質問と言う形で、パネルディスカッションは進みました。

倉田さんは 21 年前にご主人をなくし、なぜ公務災害認定請求を行ったのか、そして苦しみながら裁判を闘っていく中でどのように公務災害認定への思いが変わっていったのかを紹介してくれました。

橋本さんは国鉄名古屋駅構内の日雇労働者に対する支援活動から、笹島診療所の立ち上げ、NPO 法人ささしまサポートセンターさらに、鶴舞こころのクリニックの開設までの経緯と個人としての関わりを語りました。

矢野さんは医療介護現場の労働環境の過酷な現状、労働組合が要求しても処遇改善が中々進まない現状を語りました。何人もの仲間が命を亡くし、また一人で悩んで辞めていく青年たちの姿を見ながらこのような現実をなくしたい、という自らの労働組合活動への参加の原点を語りました。そして、組合に加入することの意義と仲間の大切さを語りました。

和田さんは組合に対して無関心だった自分が組合活動の中で次第に成長していった経験を話してくれました。若宮高校の閉校問題を通じて自分たちの職場がとても危うい

事務局次長 高垣 英明

ものの上に成り立っているという危機感を持ち、地域との繋がり的重要性を強く感じたことを述めました。

フロアからの発言は、事柄が起こってから、労働組合の存在意義がわかる。活動に参画する人々をいかに広げていくのか、組合を脱会する人たちについても話し合いがされ、組合の大切さについての議論も行われました。自分の職場は自分が守るという意識が生まれていない。現役の大学生が「労働の暗い側面をみさせていただきました。私たちこそ学ばなくてははいけない」と発言があり、未来は明るいと感じました。

フロアからの発言を受けて各パネラーからまとめの発言がありました。

「私は社会のことを知らなかった。このまま生きて後悔しないか」「自分たちの地域・社会は自分で変える。誰かに頼ってはいけない。勇気をもって声をあげるそうすればそれを支える人は出てくる」などの発言も出されました。さまざまな社会の問題は解決することだけが評価の対象となる。今、精神科領域でオープンダイアログという手法が話題になっている。聞くことと、話をするによって問題を解決することができる。労働環境の整備は自分の仕事ではないという誤った認識がある。これが組合離れにつながっているのではないかな。などのパネラーから意見が出されました。



連帯挨拶の鶴丸さん
「去年のパネラーです」と挨拶

多くのゲストを迎え盛大に開催

事務局員 中村 一三

多くのゲストから挨拶

総会には 72 名が参加しました。猿田正機健康センター理事長、知崎広二愛労連議長、過労死弁護団の田巻紘子弁護士の 3 名から挨拶をいただきました。猿田理事長は「年を取ってから健康センターの理事長になったが勉強になることが多い」と述べられ、あらゆる面において日本社会の劣化が進む中での健康センターの運動の重要性を強調されました。

知崎議長は、愛労連として「全国一律最低賃金」制の確立、各企業の 36 協定の改善に取り組んでいること報告されました。

田巻紘子弁護士は過労死防止シンポジウム、啓発授業への健康センターの貢献に謝意を表されるとともに、過労死を生み出さな

死家族へのインタビューの報告と感想が語られました。

「ピンチをチャンスに」

一鈴木事務局長が熱く方針を提案

このような多彩なゲストからの発言に踏まえて、鈴木明男事務局長が 29 期の活動方針を提起しました。時間が押していたため、鈴木事務局長は方針の核心についてのみ簡潔に提起しました。第一に新自由主義と自己責任論を打ち破り公的責任の領域を広げていくこと、第二には諸事情によって健康センターの財政も困難に直面しているが、逆に「ピンチをチャンス」に健康センターの活動をひろげていくこと、第三に愛知労働局との懇談会や労働局から出前講座を行い行政を動かしての働き方改革に取り組んでいること、そして第四に、関西生コン労組への弾圧を労働運動、市民運動全体への弾圧ととらえて闘っていくこと、これらの諸点が、提起されました。



いために奮闘しようと述べられました。

続いて名古屋ふれあいユニオンの鶴丸周一郎運営委員長から連帯挨拶を受けました。鶴丸さんは、ふれあいユニオンが直面している外国人労働者の問題と若者のユニオンへの組織化について語りました。後者についてはユニオンみえとともに大内中京大学教授の助力を得ながら「ユースユニオン」を立ち上げ、若者の中でユニオンへのハードルを下げる努力をしていることが報告されました。またユニオンに無縁であった自分がユニオンの運動に参加してきた経緯とも語りられました。

中京大学の二人の学生からも過労



学生の報告

29期の飛躍を!

その後、労災認定や損害賠償を求めて闘う仲間の紹介があり、質疑では愛知視覚障害者協議会の梅尾さんから、健康センターとともにやってきた「ホームに柵を」の運動を今後でも取り組んで行こうという呼びかけがありました。最後に 29 期活動の前進を誓い、方針を満場の拍手で採択し総会を終えました。



闘っている仲間の紹介

化学物質について広範な学習活動が必要

静岡センター 相曾 茂

6月22日、静岡市の労政会館で「第6回健康で働くための東海セミナーin 静岡」が開かれ約30人が参加しました。

最初に静岡センター長谷川吉則所長から「労災死亡者数は減少しているが、休業4日以上の方災は増加している。」とあいさつがありました。

記念講演は、職業がんをなくす患者と家族の会事務局長の堀谷昌彦さん（写真）の「化学物質と職業がん」。「職業がんの発症要因は、職業環境（夜勤や化学工場など）原因物質（化学物質、放射線など）である。日本の職業がん死亡数は年間2万人。しかし、労災認定数は千件程度で、多くの職業がんが見逃されている。適切な管理がない事業所が多い。業種や規模、労働者の身分（非正規・外国人）によっては被害が相当発生している。労働組合が正しい労働観をもって職場を監視しなければ、安全な職場建設はできない」と話しました。また、「化学物質は身近に蔓延している。化粧品は、すぐ問題になりそうな項目（かぶれ等）は安全検査するが、それ以外は売ってから消費者の反応を待つという売り方。髪染めや顔料、農薬なども同じ。安全性未確認の商品となっている」。最後に「職業がん防止には、広範な学習活動が必要」と締めくくりました。

午後は各県からの報告。愛知県は「労働局と産業労働部へ在職死亡率が高いが労災認定率は低い、監督官の増員など労働者保護を要請」。三重県は化学物質関係の労働相談事例報告。「塗料作業で有害物質に曝露、接着剤の溶剤で急性中毒、厨房の殺中剤で膀胱がん発症等から、職場で使う化学物質は危険有害性を前提に取り扱うことが必要」。岐阜県は「市役所職員のパワハラ自殺で公災棄却されたが2017年7月に高裁で逆転認定された」などの報告。

静岡からは「冷凍倉庫内（零下15度前後）で働く労働者が、有害作業環境（零下10度以下）と長時間労働で脳梗塞を発症。ローカルユニオンとセンターが団交し解決金で和解。労災も認定」などの報告がありました。



九州セミナーから学び、地域から労安の活性化を進めよう！

事務局長 鈴木 明男

九州セミナーは毎回500～1500人が参加する大イベントとなっている。

今回(11/30～12/1)は30回目で長崎大学で開催される。セミナーは時々社会・労働問題を捉えた講演や、各県・各地の運動の成果が集大成されている。基調講演は「EUの労働時間法制とその含意」講師は濱口 桂一郎氏（労働政策研究・研修機構所長）となっている。

田村昭彦代表世話人と、それを支える本部事務局。更に開催県の実行委員会が一年掛かりで練り上げて、本番を迎えている。そのためゆめぬ努力の結晶であろう。後援は長崎労働局・長崎県・長崎市が名を連ねていることからわかる。

私たちの東海セミナーはまだ生成期。追いつき追い越す気概を持って進めたい、次回は岐阜が開催県となっている。

「いのちと健康を守る」運動を東海からも大きく育てたい

寺井土木関岡労災認定裁判

控 訴 審 判 決

名古屋高裁不当判決!!

事務局次長 鈴木 利往

8月9日午後4時名古屋高裁1003号法廷において、関岡労災認定裁判の控訴審判決がありました。

裁判長が入廷し、一同一礼して着席。「主文、本訴訟を棄却する。」とだけ述べ裁判長は法廷を後にしました。

支援者からは「不当判決!」「逃げるな!」と怒りの声が!この間わずか1分もかかりませんでした。

支援者は、判決報告集会会場の桜華会館へ移動。無言の人、肩を落とす人・・・。

午後4時半過ぎに弁護団が判決書を持って会場に到着。弁護団森弘典弁護士から判決文について説明がありました。

<森弘典弁護士説明要旨>

判決文は、30ページ近くになるが、主な判決部分は13ページほど。一審の判決内容をそのまま認めている内容で、例えば、被災者のメンタル疾患の発症時期については一審の原告の陳述が変遷しており信用できないと認定している。その上で、具体的な事実が信用できないから、専門医の意見書も信用できないと認定している。

また、被災者の業務の過重性についても、原告・弁護団が主張してきた、被災者の資料作成の過重性、支援体制の欠如、上司によるパワハラなど、一つ一つを否定し、全てにおいて名古屋地裁の一審判決を追認し、正当化している判決文だ。憤りを感じる。

2018年9月19日に高裁へ控訴してほぼ一年近く。この間高裁の弁論法廷も3回開き、裁判所からは「医師の意見書は提出しないのか?」とかの提言に対応し、専門医の意見書も提出した。求釈明も行った。全て否定された。この間やってきたことは何だったのかと言う思いで、全く酷い判決だ。さらに判決文を読んでもみると、被災者が作業日報を書けなくなった時期があるが、これについて高裁は、作業日報の記入はそんなに難しい作業ではない、



報告する森弘典弁護士

これがうつ病の発症ではないと認定している。裏切られた思い!!これも一審判決を追認かと思ってしまう。控訴審では、一審判決を追認することが一番楽であり、裁判所内で何があったのかと。

最近、労災認定裁判では原告勝利判決が少なく、裁判所の判決が後退している。平均労働者基準説をとっており、業務起因性に関する裁判所の判決傾向が良くない方向になっている。さらに、国側はストーリーを明らかにしていない。労基署段階で労基署の調査が不十分であったのを、原告が資料を取り寄せて被災者の過重性を明らかにしている。名古屋高裁はこういったことを検討していないと言える。

また、労基署に対する原告の聞き取りと後に提出した原告陳述書に違いがある。これは不自然で、作為的とまで言っている。パワハラについても原告陳述書記載内容に何ら具体性が無いと認定し、控訴人の陳述は信用できないとしている。これは、労基署の聞き取りが連続して原告に実施されたため。労基署の聞き取りと陳述書の内容が違っている。これには入れ知恵があったとまでしている。原告が後に学習して得た知識や調べた結果の陳述をことごとく信憑性に欠けると判断した血も涙も無い腹立たしい判決だ。

第 65 回 愛知母親大会 第 12 分科会報告

事務局次長 鈴木 利往

2019 年 8 月 4 日、知多市勤労文化会館にて、愛知母親大会が開催され参加しました。第 12 分科会で、「過労死等の相談事例から」と題し、高垣事務局次長が報告、鈴木利往が記録を担当しました。分科会出席者は 15 名。その様子を報告します。

＜高垣事務局次長の報告要旨＞

1. 愛知健康センターの活動内容の紹介
2. 過労死とは、「過労死等」の定義説明
2017 年の統計数値を示し、死亡時に有職者であった過労死は約 3.1 万人。そのうち遺族が労災申請したのは 454 件で、1.5%程度しかない。
3. 愛知健康センターのデータを示し、20 代の若者の過労死が 10 件に上り若者の過労自殺が増えてきた。
4. 裁判事例として、やまぜんホームズ大迫労災認定裁判と中電新入社員労災認定裁判を報告し、裁判所宛の要請署名の協力を訴えた。
5. なぜ、労災申請につながらないのか？ 法的情報が遺族に伝わらない(遺族が知らない)システム。これはシステムの欠陥ではないか。
6. まとめ 「過労死等」は、私たちの身近にある問題。若い労働者の死亡原因のトップは自死。あなたの周りで「脳血管疾患」「心臓疾患」で休職中の労働者はいませんか？これらの原因で休職したら、愛知健康センターへご相談下さい。

報告の後、活発な意見交換が行われました。

＜出された主な意見＞

1. 三十代後半の息子がうつになり出社できない状況を体験。メンタルクリニックを受診しなんとか復職。まだ完治していないが会社へ行っている。大丈夫か心配。
2. 若い人の残業が多く感じる。夜半 12 時過ぎの帰宅の状況しばしば。一方で労災認

定数は少なくするように認定基準で縛っているのではないか。

3. 二十年前に職場でうつを経験。手足が動かなくなり壊れてしまった。息子を見ると、労働環境が劣悪。部下にたいする指導がなっていない。また、上司の立場になると態度が急変することに驚愕。息子を守るために学習したい。
4. 会社人間、仕事人間になっている。残業が月 80 時間～100 時間になっている。8 時間の労働で普通に暮らすことができる社会にしたいと思う。
5. 昔は若い労働者が多く、36 協定を聞いたとき、組合で闘う気力があつた。現在は、仕事で組合活動に参加できない若者が多い。学ぶ機会が奪われている状況が作られてきた。
6. 10 年以上前、製品開発当事者で連続徹夜状態。会社を一週間休み大喧嘩。会社を休む勇気が必要!!40 年前から組合運動に。働き過ぎとパワハラで退職に追い込まれた人がまわりにいた。「社員が辞めると会社がつぶれるよ!」と訴え、残業は下請けに回し残業が無い会社にした。会社の取り組みとして、周りに広げる必要があると思う。若い人には残業記録は必ずメモし、基本的な知識を身につけてほしい。過労死ハンドブックなど冊子を作成してはどうか？



第 12 分科会で報告する高垣事務局次長

愛労連運動 30 年

－ 愛労連第 60 回定期大会開催 －

愛知争議団 植木 日出男

7月28日（日）10時～18時まで、名古屋国際会議場にて愛労連第60回定期大会が開催されました。

最初に樽松議長が「労働者の中に大きな格差が出てきている。労働組合は団結を阻害するものとの知恵比べが必要であり、経験だけに縛られずに今の時代に求められるものに挑戦していくことが重要です。」と挨拶されました。

午前中は、知崎事務局長から2019年度の総括及び2020年度の活動方針が提起されました。

総括のなかでは、労働法制改悪の闘いにおいて労働法制改悪反対実行委員会に参加し、広い共闘で進められたことが評価されました。

争議支援活動については、社保庁不当解雇撤回争議、第一交通争議、JAL不当解雇撤回争議、三菱派遣切り争議、明治乳業争議等の報告がされていました。現在、愛知の裁判所では不当判決が続いており、裁判勝利のための運動強化が求められる状況です。また、県労委においても労働者の救済機関としての役割を果たしておらず、労働法を熟知した公益委員も選ばれていません。

これを受けて2020年度の活動方針では、「働き方改革関連法」が順次施行されている状況の中で労働基準法の破壊を許さず、引き続き労働法制改悪反対実行委員会の活動を進め「働き方改革関連法」の廃止に向けた闘いを進めていきます。また、争議支援においても支援活動の輪を広げ、全国の争議支援・連携を強化していくなかで争議を勝利させ、職場・地域から争議をなくす運動を進めて新たな争議を出さない取り組みを進めていきます。

12月に任命される第45期の愛知県労働委員会・労働者委員についても、偏向した「連合独占」を改めさせ、公正・公平な選任を求めていきます。また愛知県労働審判員の選任については、愛労連から複数の審判員が出せるよう求

めていきます。

その後、昼食前には争議組合・争議団紹介で15争議が前に出て「すべての争議の早期解決と労働災害認定をめざす決議」を採択しました。愛労連が支援している争議は減少傾向にありますが、多くは個人争議であり困難な中で闘われています。このような状況の中では、争議が起こせない人が増えているのではないのでしょうか。決議では、悪化する労働環境の改善を求め、早期の争議解決に向けての積極的な争議支援と「働くルール」の確立を目指すことを決議しました。

午後の討論では、第一交通争議や社保庁闘争等の発言がありました。また、不当労働行為や工場閉鎖問題など、争議になる可能性のある闘いの発言も出ているため、今後労働者の権利を守り労働争議を勝利させるために地域から闘う体制の強化が求められているのではないのでしょうか。

今回の大会では、10年間議長を務められた樽松佐一さんが退任され顧問となり、後任として知崎広二事務局長が選任されました。この新議長の下、2020年度の闘いを進めていきます。



争議団紹介

第11回 「人間らしい労働と生活」と新しい階級社会の出現？

－労働運動の後退・政治の右傾化と国民の労働・生活不安の拡大・深化－

愛知健康センター理事長 猿田 正機

今回も予告とは異なるが、戦後日本における労働・政治運動の後退と「人間らしい労働と生活」の困難性について書いてみたい。

最近の日本は、右翼的な安倍長期政権の下で、市民運動や労働運動は抑圧され、ほとんど身動きできなくなっている。関西生コン労組や私大労働組合への弾圧は、その例である。デモの規制だけでなく、言論や表現の自由、さらには平和さえ脅かされつつある。

（１）戦後労働運動の前進・後退と労使関係

8月というのは、広島、長崎の原爆や東京などの大空襲、終戦と続く忘れられない日々である。平和の大切さを痛感させられる。小学校の時の映画鑑賞でみた「パパ、ママ、ピカドンでハングリ、ハングリ」と叫ぶ子どもの声は、今もハッキリと記憶している。

「人間らしい労働と生活」というのは労働組合運動の発展や政治の民主化と無縁ではない。戦争協力の産業報国会・大政翼賛会から敗戦直後の労働組合法の成立につづく労働運動の高揚や平和・民主憲法の制定は日本をいっきに変えていく。

敗戦直後の「民主変革期」といわれる時期は、私が生まれて間もないこともあり、まったく記憶にない。ただ、大変自由な雰囲気の中で教育を受けて育ったことは実感としてある。「また、戦争だ」という声が記憶には残っているが、これは後で知ったことだが、「朝鮮戦争」開始のことであった。白衣の傷痍軍人の姿を見かけたことも記憶にはある。しかし、戦後10年の記憶は、生まれ育った楽しい子ども時代を北海道の山河とともに思い出すのみである。

1960年安保の歴史的なたたかいは、北海道の山の中の中学生であった私でもただならぬ気配を感じることができた。それは炭鉱町で

も安保反対・三池闘争支援のデモが行われていたからである。

しかし、安保・三池のたたかいの敗北以降、日本の労働運動は、米ソ冷戦下で、数々の攻撃を受け続けてきた。私が東京で、ヴェトナム戦争や日韓条約に反対し、また、大学の学費値上げに反対しつつ、目にしたのは、大企業からの活動家の排除や全国金属や全国一般の中小企業労組つぶし、さらには、失対労働者が結集していた全日自労つぶしなどであった。東京で争議団が結集してたたかった「千代田総行動」が高揚したのはその結果である。大企業では、1962年のトヨタの「労使宣言」にみられるような経営者主導の企業内労使関係の成立・確立が進み職場の民主主義は萎んでいった。

公務員への攻撃も激しかった。それは1948年に出された占領軍による政令201号に始まる、公務員からのスト権の剥奪・人事院勧告制度の導入、また、主任制の導入や教員賃金の引き上げは、教員・公務員と民間企業労働者との分断攻撃そのものであった。国鉄民営化や郵政民営化による労働者・国民への悪影響は、その後、国民の生活を直撃することになる。

（２）労働運動の後退と国民生活の不安定化

日本の労働運動の流れを東京で争議を支援して感じていたことは、健全な労使関係の破壊や異なった考えを持つ労働者の排除は、結局は、日本の生命力、企業の活力を失わせるのではないかと、ということであった。

40年前に愛知に来て一番心配になったのは、愛知の経済や教育を席卷しつつあったトヨタシステムと「管理教育」であった。あまりにも経営主導で、画一的・同質的な苛酷なシステムだったからである。「管理教育」は、教員の長時間労働・拘束や教育現場の民主主

義の崩壊を生み、トヨタ的なシステムを導入した大企業では、1990 年前後から過労死・過労自死やうつ病の大量発生を生み出した。家庭では、相変わらず「男性稼ぎ主」モデルが支配し、女性差別や一人親家庭の貧困を深刻化させている。

日本は、労働力としての人間を重視し、生身の人間や個性を軽視し、真摯で対等な労使の話し合いを拒否し、女性差別を続け、移民・難民を実質、排除してきた結果が、現在の民族主義的な政治・社会を生み出している。

オリンピックなど見かけの賑やかさの裏で、職場や家庭から活気や生命力、さらには国民から夢を奪い、その結果、生活環境の破壊や日本経済の腐敗を招いている。その結果、深刻で膨大なツケが子どもや孫たちに回っている。①福島原発事故の未処理、②1,100 兆円の借金、③自然環境汚染、④軍事費の増大、⑤食料自給率の低下、⑥外国人問題や外交関係の深刻さ、⑦就職氷河期世代の就職・生活困難、そして、⑧ひきこもりや認知症の激増などは国民の生活を絶えず不安にさせずにはおかないだろう。

（３）労働者・市民への更なる攻撃と教育・研究・人間発達の停滞

労働者・市民への攻撃はとどまることを知らず、現在では、民主的であった大学の職場へまで及んでいる。その典型が、大学の「教授会自治」への攻撃である。学長も学部長も文科省や理事会指名となり、「教授会自治」や労働組合を守ろうとしたものへの解雇攻撃が激化している。

閉塞感漂う大学では、教育・研究・労働環境や学生の教育・生活環境は悪化の一途をたどっている。親からの送金の減少とアルバイトづけの毎日は、学生から学習時間や意欲を奪っている。大学院生の劣悪な奨学金制度や就職難は最悪である。安倍政権は選挙目的で、場当たり的で無計画な政策を打ち出すことによって、財政的にのみならず人的資源のムダ遣いをし続けている。さらには、議論を無視した国会運営、統計調査や学会の研究を無視

ないし軽視する姿勢はスウェーデンなどとは対照的である。

戦後政治のほとんどを担ってきた自民党政府は、戦時中の問題の処理も、いまだにできず対立ばかり煽っている。軍事力や国家間の対立で国民は守れない。国民の安全保障には、生活、自然環境、経営・経済、外交、軍事など多様な対策が欠かせないことは、200 年以上平和を維持し続けてきたスウェーデンの実例をみるとよく分かる。

（４）「企業・格差社会」から「雇用差別・新階級社会」へ？

最近の研究によると、日本は「企業社会」「格差社会」から、非正規雇用労働者の激増により、「雇用差別社会」（森岡孝二）、「新・日本の階級社会」（橋本健二）への移行が進んでいるという。しかし、今まで、日本は本気で「福祉国家」を目ざしたことはないし、福祉国家の骨格も形成されてはいない。

しかも、『自己責任論』にもとづく格差容認論、つまり『個人の選択や努力』によって生じる格差を容認する傾向」が広がり、さらに、それが「低所得層にまで広がってきている」という。橋本氏は述べている。「格差拡大を否定する人々は決して少なくない。しかし残念ながら、これらの人々によって支持され、格差拡大に歯止めをかけるための政治的回路となりうる政党が、存在していない。だから格差拡大を否定する人々の声は、政治に反映されることがない」。日本にはヨーロッパのように、普遍的な福祉国家を追求する社会民主主義政党が順調に育たなかったことをみても、この指摘は、正鵠を射ていよう。

日本国民はバラバラにされ、自民党・大企業によって支配され続けている。労働運動は、賃金闘争に目を奪われ、時短による健康・安全の確保と自由な生活時間の拡大、その結果としての、人間の発展・成長をおざなりにしてきたことが現在の日本の混迷・停滞を招いている。

労災の申請ってどうするの？

事務局次長 鈴木 利往

8月1日(木)大阪国労会館にて、大阪職対連メンタルヘルス研究会が開かれ、高垣、鈴木が参加しました。今回の学習会は、「精神障害の労災申請の実態」と題し、職対連の藤野ゆきさんが報告されました。

< 藤野さん報告要旨 >

1. 企画の主旨

大阪では、2019年4月からの労災制度の「集中化」始まっている。大阪労働局労働基準部労災補償課高度労災補償調査センター(略称「アーク(ARC)」が設置され、その役割は、脳・心臓疾患(過労死)、精神障害、石綿等複雑困難事案を大阪労働局で集中審議をすると言うもの。その結果、労災担当職員が、2108年144人が2019年には101人に削減され、ARCの職員20人が調査担当になった。全国的な動きとして、労災職員を削減し、監督課の職員を増やすという話題があるが、その流れを受けて大阪では「センター方式」がとられている。愛知県でも同じだ。(愛知の状況については、愛知労働局のHPを参照)

2. 精神障害の労災申請

精神障害の労災申請にあたっては、

- ①相談を受けた場合、発症時期、内容を確認し、労災認定基準に照らして説明。
- ②事実関係を整理し、発症時期を特定。自己意見書を作成する。
- ③労基署へ申請時には同行し、事業所の印が無い場合は、事業所へ手紙を出し記録を残す。今後、申請前の調査がとても大切になる。発症時期の



報告する藤野さん(右)

認定が労基署と申請者で違えばストーリーが全く異なってくる。発症時期をどこにするかがとても大切。二か月程度で申請者に対する聞き取りが行われ、半年程で支給不支給の決定が行われる。

3. 支援者として意識していること

- ①全体の流れを繰り返し丁寧に説明する。
- ②発症日を特定しそれ以前の事実関係を整理。(メンタル疾患の場合は、発症後の訴えが多い。)
- ③発症日前の六ヶ月の出来事を重要視。
- ④本人の訴えだけでなく、第三者に話してもらうことも重要

< 感想 >

学習会には、専門医・弁護士・大学の研究者・労組役員など15名が参加。困難な事例については、専門医・弁護士・支援者で直ぐに連絡を取り対策を立てるとのこと。愛知センターでも専門医との連携の必要性を強く感じました。大阪日帰りでしたが勉強になりました。

支援する会 第3回 総会を開催

「支援する会」ニュースより

7月17日、第10回目の法廷終了後、「支援する会」は名古屋能楽堂会議室へ移動し、第3回支援する会総会を開きました。約40名の出席でした。

開会に先立ち、元「いなづま合唱団」有志により、山崎昭広氏作曲の創作曲「僕のひまわり」と「オンリーライフ」が披露されました。

「僕のひまわり」は、被災者の陽介さんが小学校1年生の夏休みの絵日記に書かれていたものを吉田典子さんが詩にしました。「僕を好きなんだ。朝会うと何時もお辞儀をしています」と優しく謳っています。



開会挨拶する柴田氏

つづいて弁護団を代表して森弘典弁護士から、「裁判の概要と経過」の詳細な報告がありました。

＜弁護団報告＞

被災者が同時並行で、「クボタ松下案件」「三井住友案件」「三重県科学技術振興センター案件」を担当しており、その上「産業論文」にも応募している。これらの提案書作成による心理



弁護団報告 森弁護士

的負荷は極めて過重であったこと。被災者への教育支援体制が欠除

していたこと。上司からのパワーハラスメントがあったこと。これらを立証してきたことを詳しく報告しました。

木村政利事務局長が「活動報告」「次期活動方針・新役員」「決算と予算案」「会計監査」の報告を行い、質疑応答のあと拍手で承認されました。

＜会場発言から＞

★「素朴な発言で申し訳ないが、一般的な人にアピールすることが大切で、もっと署名活動を進めないといけないと思います。どんどん一般人に語りかける努力が不足していると思います。どれだけ世論を作り上げていくかが重要だと思います。」

★「労働法制が改悪され、働く環境は恐ろしい事態になっている。この事件は、言葉の暴力による殺人事件と言える。また、入廷できない傍聴支援者がたくさんおられる。弁論法廷を大法廷で開くように考えてほしい。」等の発言がありました。

最後に原告吉田さんがお礼の言葉を述べました。

「陽介をどうして守れなかったのか、いまだに頭の中で堂々巡りをしています。全力をあげて真実を追求したいと思います。現在は多くの人に助けられています。日ごろのご支援本当にありがとうございます。

今後ともよろしくお願い致します」



お礼を述べる
吉田さん

過酷な公務員の職場

中村充さんは2016年4月に蒲郡市に採用、競艇事業部に配属され2年目に宣伝という部署に配置換えされました。競艇事業部自体自治体にとっては特殊な職場で公務労働とは一線を画す仕事ですが、市役所財政にとっては重要な事業です。

2年目の宣伝の業務は、売上に直結する非常に重要な部署で、競艇の経験と知識が要求される業務で経験のない職員では無理だとさえ言われている部署です。充さんは競艇の経験もなく、まして就職して2年目で競艇事業の経験も当然のように無く、彼にとっては精神的にも肉体的にも厳しい環境で、さらに競争会のベテラン職員の移動もあり、周りの援助も得られない環境に置かれていました。そのような労働環境の中、苦しみ、傷ついた彼は2年目の2017年9月から病気休暇をよぎなくされました。

翌年度4月からは、保険年金課へと転課し職場完全復帰目指してきました。かつては福祉関係職場は市役所の花形職場と言われていました。現在は全国的に「配属されたくない職場」の上位に入るような多忙な職場です。心の病を治療中の充さんにとっては安心して治療し完全復帰を果たすには過酷な職場環境で、8ヶ月後には再度の病気休暇となりました。そして年明けには職場の繁忙期を気にした充さんの強い要望で無理な職場復帰をし、ほどなく自ら命を立ちました。

保険年金課課長から唐突に、委員長の耳にも入る事だからと「うちの課の充くんが亡くなったよ」と話があり、少し前に病休から復帰していると報告を受けていたので、何が起きたのか全く理解ができませんでした。

2016年2月17日、採用予定者事前研修の昼の休憩時間に、行政職・技師、保育士

蒲郡市職員組合執行委員長 山本 和正

合わせて45名を対象に組合説明会を開催しました。この年の組織拡大は難航し、その場での組合加入は32名にとどまりましたが、その中の一人に中村充さんがいました。

当初、競艇事業部に配属された充さんとは日常的に顔を合わせる機会はほとんどありませんでしたが、4月初旬の自治労連共済プレゼント説明会、4月28日開催の組合恒例行事、新入職員歓迎会とわずかな時間でしたが、蒲郡市役所を選んだ理由、思いを聞いた事を印象深く覚えています。

充さんの通夜で初めてご家族と対面し、「若者が生き難い、こんな社会は間違っている、話を聞いてほしい」との訴えを受け、組合事務所にて市役所に入職して以降の充さんの状況を聞き、直ぐに公務災害案件だと確信をしました。

今、全国的に公務職場における「ハラスメント」「メンタル」問題は深刻になっています。この公務災害認定の取り組みをとおして改めて関連法を生かし、二度と過ちを繰り返さない職場環境作りを進めていきたいと考えています。



環境を守り公害なくす団体とともに

愛知県知事・名古屋市長との交渉に参加

アスベスト対策愛知連絡会 事務局長 鈴木 明男

アスベスト対策愛知連絡会や愛知健康センターは「健康と環境を守れ愛知の住民のいっせい行動」に参加しました。

7月30日に行われた大村秀章愛知県知事との交渉ではリニア中央新幹線による自然破壊や新たな公害発生についてJR東海は説明責任を果たしていないこと、設楽ダムは今春の小雨でも他の水源利用で問題はなかったのでダム建設をやめるように求めました。

知事は用意された回答のみで住民の気持ちを理解して対策を講じる姿勢が、見えませんでした。

8月2日に行われた河村たかし名古屋市長との交渉では矢田川や庄内川でも泳げるようにしたいと上流の春日井市にある王子製紙に申し入れそうですが、実現は遠く夢物語に聞こえてしまいました。国道23号線（名

四国道）の騒音・排気ガス問題や日本製鉄の粉塵による公害問題も訴えられました。しかしこの50年間全く実効性が見えない、ビニール袋に鉄を主成分とする粉塵を詰めて臨んだ住民の訴えは迫力がありました。

地下鉄六番町駅の青石綿を早期除去要請は、健康センターも加盟しているアスベスト対策愛知連絡会と名古屋労災職業病研究会が調査を要求して健康被害対策研究会ができました。専門家による10回の対策会議が行われ、六番町駅の青石綿の飛散事故は報告書が出されました。しかし、現場は封じ込めたままで未だ除去作業の予定もないことが判りました。早急に飛散防止対策を確立して除去するように愛知県保険医協会から要請されました。当然とはいえ重要な問題提起でした。

中日ビル解体時に於ける

アスベスト飛散防止対策を求める

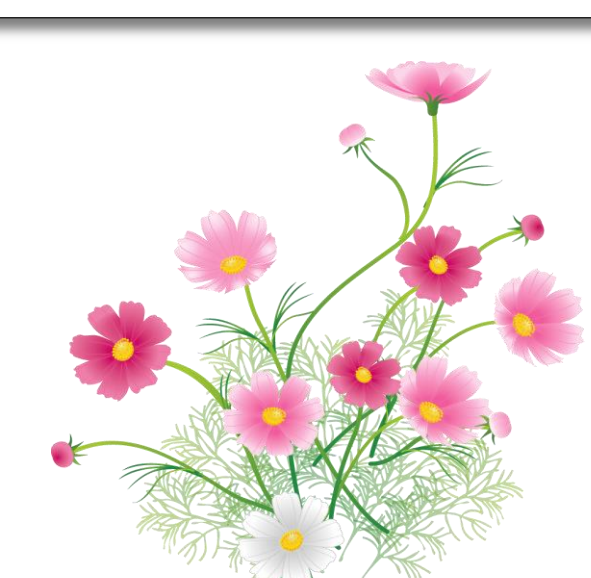
名古屋・栄の「中日ビル」は2019年3月末に閉店して4月から解体工事が始まっています。アスベスト対策愛知連絡会は工事を請け負った竹中工務店に対して6月8日、解体時に於けるアスベストの万全な飛散防止対策と現場見学会を求めて要請書を提出しました。その結果、現場見学会ではなく、説明会を名古屋支店で行うことが決まりました。現場は危険だからという竹中側の主張が強かったことがありました。交渉の経過の中で説明会には臨場感ある現場の「動画」視聴で折り合いがつけました。9月10日16時から行うことになりました。



解体前の中日ビル(インターネットより)

裁判の進行状況と裁判日程

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。
あなたも署名にご協力下さい。また傍聴に参加して下さい。

寺井土木関岡労災認定裁判 工務部長として受注工事の施工を統括管理。自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。会社の資材置き場で自死。2018年4月11日名古屋地裁不当判決！名古屋高裁へ控訴。2019年2月8日非公開の進行協議。被告は新たに寺井土木寺井常務の陳述書や、愛知県西三河建設事務所河川港湾整備課「砂川」担当者から聴取し、不当にも今頃になって、後出しじゃんけんのような再調査報告書を証拠として提出し、被災者の業務起因性を否定。結審し、8月9日判決。 敗訴 。上告しました。	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判 業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟。裁判長から、「被災者の発症時期を明確にしてほしい」との提案があり、原告・弁護団と被告弁護団から準備書面をそれぞれ提出。また、被告に対して被災者の発病時期について主張を明確にしてほしいとの提案が裁判長からあり、被告の主張を準備中。
原告:妻	被告:国
未定	9月12日(木)13時
控訴審 不当判決	弁論準備
最高裁	名古屋地裁201号法廷
中部電力新入社員労災認定裁判 入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死。名古屋地裁で弁論継続中。被災者が主担当として取り組んだ仕事の過重労働の実態を明確にした準備書面を提出。また、上司から受けたパワハラについて、携帯電話の送受信記録を調べた詳細な準備書面を準備中。	市バス運転士山田損害賠償請求裁判 市バス運転士の公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて損害賠償請求裁判を提訴。原告・弁護団は、交通局の、労基署の指導を受けた36協定違反問題、被災者に押しつけられた乗客転倒事故、パワハラ行為を指摘し、交通局が安全配慮を怠ったことを明らかにしている。
原告:母親	被告:国
10月7日(月)13時30分	10月7日(月)16時
口頭弁論	口頭弁論
名古屋地裁1103号法廷	名古屋地裁1103号法廷
十六銀行員労災認定裁判 入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死。	トヨタ社員労災認定裁判 トヨタ自動車技術社員が過重労働で上司のパワハラでうつ病を発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令がだされ、黒塗りが外された週報などの一部が明らかになり、弁論が再開された。原告・弁護団では、専門医の意見書も提出。また、研究者による「トヨタ生産方式」の問題点を指摘する意見書も提出。 当日閉廷後、裁判所近くの会議室を借りて支援する会総会の開催を予定。
原告:父親	被告:国
10月17日(木)10時	10月17日(木)13時15分
弁論準備	口頭弁論
名古屋地裁201号法廷	名古屋地裁1103号法廷
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判 過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟。被災者の、被災前六ヶ月間の時間外労働時間は、平均100時間47分に上る準備書面を提出。また、証人尋問に向けての準備書面も提出した。裁判所から、今後の進行について弁論準備の形で非公開で行いたいとの提案。裁判官が交代。原告・被告双方の争点整理し、公開の進行協議へ。	<お願い> 裁判の支援傍聴有り難うございます。 傍聴される場合は、マナーを守って傍聴を 
原告:妻	被告:国
11月15日((金))10時	
進行協議	
名古屋地裁201号法廷(傍聴可能)	

相談活動に携わって

産業カウンセラー 高垣 英明

愛知健康センターに通うようになってこれで5年目となる。その間様々の方の相談活動に携わった。どの訴えもすべて深刻な問題ばかりであり、2日間連続で話を伺い肩を落としながらお帰りになったご夫妻のことは、忘れられない。その夜眠ることができなくて、翌日もただ布団の中で涙を流すしかなかった。

気づくことは労災指定のメンタルクリニックが少ないことだ。通院しているメンタルクリニックで「労災にすると全額自分で支払わなくてはならないよ(だから、労災申請はやめた方がいい)」とか「あなたは以前から別の精神疾患を持っています。ですからパワハラが原因でうつになったと労災を申請しても受け入れられません」とか、特にひどいのは「あなたがこれだけ長い時間上司から叱責を受けたのは、あなたが発達障害の可能性があります。発達障害の検査を受けに行ってください」などと患者に対して指導をして、その結果発達障害でも何でもなかったというでたらめな診察をしているクリニックがあることだ。

先日愛知県が行っている労働講座に行ってきた。そこで知ったことは過去3年間でパワハラを受けたことがある労働者は32.5%(平成28年度「パワーハラスメント実態調査」)。パワハラを受けた人の8割が精神疾患に陥っているということ。全労働者の割合から考えると精神疾患の労災認定者465件(平成30年度)は桁外れに少ない。

各企業で相談体制をしっかりとっていただくことはとても重要なことだが、それ以前に精神科・心療内科クリニックが労災指定病院になってもらい、患者に正しい労働災害教育を行うことが職場のメンタルヘルスを進める第一歩ではないかと考えるようになった。

野に咲く花を生ける

革新懇 山形 敦子



私は、花と花を生けることが大好きです。
花を生けることが生活の一部です。
この花は、デンファレ、カーネーション、シペラス、
ニューサイラン、です。
花屋さんで買ったものですが、野に咲く花を生ける、
華道華原の会に入っています。
金山駅コモンセンスで、いけばな展をします。
10月19日、20日です。
無料なので駅に行くついでに見に来てください。

2019年9月・10月の日程

(11月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
9月2日	(月)	11:00	トヨタ自動車社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
9月5日	(木)	11:00	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
		13:30	ニュース編集会議	愛知健康センター事務所
9月9日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		15:00	労働法制学習会	愛知健康センター事務所
9月10日	(火)	14:00	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館4階電力センター
		16:00	中日ビル解体アスベスト対策説明会	竹中工務店会議室
9月11日	(水)	15:30	名古屋市教育委員会安全衛生委員会	名古屋市教育委員会会議室
9月12日	(木)	13:00	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
9月13日	(金)	13:10	イラク派遣元自衛隊員池田国家賠償請求裁判(結審)	名古屋地裁904号法廷
9月18日	(水)	18:30	ユニオン学校「フェアトレード」	ナディアパーク
9月20日	(金)	11:00	安保法制違憲訴訟裁判	名古屋地裁大法廷
9月21日	(土)	13:30	関西生コン労組つぶしを許さない東海の会会議&討論	労働会館東館2階ホール
9月23日	(祝)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
10月3日	(木)	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館本館2階会議室
10月7日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:30	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		16:00	市バス山田損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
10月17日	(木)	10:00	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
		13:15	トヨタ自動車社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
10月21日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
10月29日	(火)	18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
11月13日	(水)	9:00	栄総行動	
		15:30	名古屋市教育委員会安全衛生委員会	名古屋市教育委員会会議室
11月15日	(金)	10:00	過労死等防止対策推進シンポジウム愛知会場	国際センタービル別棟ホール
		13:30	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
11月23日	(祝)		過労死110番(電話相談)	愛知健康センター事務所

広告を募集します

掲載を希望される方は、愛知健康センター事務局までお尋ねください。

啓発授業の募集

2019年度の過労死防止啓発授業を募集しています。健康センターまで連絡を